

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>令和5年6月12日開催「経済安全保障法制に関する有識者会議」資料1. (15 ページ)」に記載のクレジットカード分野における「特定重要設備 (省令)」と平仄を合わせるため、第一条 11号について、</p> <p>包括信用購入あっせんの業務を行う事業 次に掲げる「包括信用購入あっせん関係受領契約の信用承認に係るシステムのうち、」いずれかの機能を有する情報処理システム (情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) 第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。へにおいて同じ。)</p> <p>と「」内の文言を追加してはどうか。</p>	<p>有識者会議の資料における御指摘の箇所は、分かりやすさの観点から、省令案第1条第11号に掲げる特定重要設備の代表例を記載したものです。</p> <p>クレジットカード分野における特定重要設備の要件に関する考え方は、省令案第1条第11号に記載のとおりであり、クレジットカード決済の承認 (オーソリゼーション) に限定されるものではありません。</p>
2	<p>第一条 11号イについて、6月12日経済安全保障法制に関する有識者会議の資料に示されたように、“クレジットカード決済の承認 (オーソリゼーション) に係るシステム” に限定した表記としていただきたい。</p>	<p>1の回答のとおりです。</p>
3	<p>有識者会議にて提示された特定重要設備の考え方、及び基本指針にて示された「適正な競争関係を不当に阻害することがないよう配慮する」方針を踏まえれば、特定重要設備の指定についてはその目的の達成に必要な十分な範囲にとどめるべきと考えられるが、原案では対象範囲が過大となる可能性が否定できないため、第一条 11号イについて、後続のロ・へと同様に、「包括信用購入あっせん関係受領契約の締結を行うにあたり、クレジットカード等会員契約に関する業務を処理し、又はクレジットカード等会員契約に関する情報を一元的に管理する機能」と修正することが適切と考える。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。なお、クレジットカード分野における特定重要設備の要件に関する考え方は、1の回答のとおりです。</p>
4	<p>『特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針』において、特定重要設備は「設備の機能の停止又は低下が、役務の停止に直結し得る設備」と定義されている。</p>	<p>1の回答のとおりです。</p>

	<p>クレジットカード事業において、当該定義に該当するものとして、第7回有識者会議(6/12)資料 1P15 では、「クレジットカード決済の承認（オーソリゼーション）に係るシステム」が記載されている。</p> <p>「クレジットカード決済の承認（オーソリゼーション）に係るシステム」であることを明確にするため、省令第1条第1項第11号柱書を「包括信用購入あっせんの業務を行う事業 次に掲げる包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みに係るいずれかの機能を有する情報処理システム」とし、各号の重複記載を削除する若しくは、省令第1条第1項第11号イの「クレジットカード等会員契約に関する情報を一元的に管理する機能」について、「包括信用購入あっせん関係受領契約の申込みに係る会員契約に関する情報を一元的に管理する機能」などと限定してもらえないか。</p>	
5	<p>第一条 11号二について、不正な利用又はその恐れを検知する機能の対象範囲に「不正利用の検知は出来ないが、不正利用の発見を目的としたシステム（例「利用通知機能（サービス）」）」も含まれるか。</p>	<p>お示しのシステムの意味するところが必ずしも明らかではありませんが、本機能は包括信用購入あっせんの業務を行う事業者が不正利用を検知するための機能を指すものであり、利用者が利用履歴を確認する機能はこれには当たらないと考えられます。</p>
6	<p>第二条 4号について、特定社会基盤事業者は、1つの発電所で50万kW以上の出力がある発電所を有する発電事業者が該当するのか、それとも有する発電所の合計出力が50万kW以上の発電事業者が該当するのか、明らかにしていただきたい。</p>	<p>発電事業においては、出力が50万kW以上の発電等用電気工作物を1つ以上有する発電事業者が特定社会基盤事業者となります。</p>
7	<p>第一条 4号及び第二条第4号について、第一条 4号の規定によれば、発電所単体では50万kW未満のものしかないが、それらを複数束ねて（合計出力が50万kW以上になる場合）出力の監視及び制御を行う装置は、特定重要設備に該当するものと思われる。</p> <p>一方、第二第4号に規定される特定社会基盤事業者の指定基準では、このような出力制御装置を有する発電事業者は、特定社会基盤事業者</p>	<p>第一条第四号に規定する装置を有する発電事業者であっても、第二条第四号に規定する基準にあてはまらなければ、特定社会基盤事業者には該当しないこととなります。</p>

	に該当しないように読める。上記の理解で正しいか、回答いただきたい。	
8	内閣府令第2条第1項各号に指定基準の記載があります。包括信用購入あっせんの業務を行う事業に関連して、金融庁が管轄の資金移動業や第三者型前払式支払手段発行業などを併業する事業者も多くあると考えますが、事業年度（一方は各社の事業年度、他方は4月1日から3月末日）や、利用者数・取扱金額などの算定期間（一方は3年度の平均、他方は3年度のいずれか）の考え方が統一されていないと、数字の算定や理解に支障・事務の混乱や煩雑さを生じ得るため、所管官庁間での調整の上、考え方の統一を図っていただきたい。	「考え方の統一」の示すところが明らかではありませんが、特定社会基盤事業者の指定基準は事業ごとに異なるものであり、その算定の方法は特定社会基盤事業ごとに適当な方法をとることが適切であると考えます。
9	登録包括信用購入あっせん業者の特定社会基盤事業者の指定基準となっている年間信用供与額について、「クレジットカード等会員契約に基づきクレジットカード等購入あっせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の各年度の総額をいう。」とありますが、取扱高を基準として集計する理解で良いか。	「取扱高を基準として集計する」の意味するところが明らかではありませんが、年間信用供与額とは、お示しのとおり、クレジットカード等会員契約に基づきクレジットカード等購入あっせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の各年度の総額を指すものであり、例えば包括信用購入あっせんの手数料等は含まれません。
10	第一条11号ロについて、特定社会基盤事業者が導入または重要維持管理等の委託をしている設備でないケースが太宗、また、他のクレジットカード分野_特定社会基盤事業者と共通の利用先であることから、関係者それぞれの届出・審査業務の重複を排除し、業務負荷軽減を図るため、他事業者（主にネットワーク事業者等）の設備において行われる機能であり、運用検討にあたっては当該事業者からの直接届出等を調整いただきたい。	この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、法の定めのとおり、導入等の届出に係る義務は特定社会基盤事業者にあります。特定重要設備の所有権を特定社会基盤事業者が有するか否かや特定社会基盤事業者と特定重要設備の所有者との間で締結される契約の名称に左右されるものではありません。
11	省令第八条（立入検査の証明書）、法令第五十八条（報告徴収及び立入検査）について、省令第八条で規定された証明書を携帯する職員が特定社会基盤事業者に対し立入検査を行う場面が出てくることになると思われる。	御意見は今後の参考とさせていただきます。

	<p>立入検査が行われる際は、検査を行う省庁より事前通知は行っていただきたい。</p> <p>基本指針では事業者への負担を軽減するよう配慮することとされている。検査対応にあたり、事業者にとっては相当な準備期間（最低1カ月程度）が必要と思われるからだ。</p>	
12	<p>省令第七条（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告）、法令第五十八条（報告徴収及び立入検査）について、省令第七条の基準に該当する包括信用購入あっせん業者のみが、法令第五十八条第一項の報告徴収の対象となるのが望ましい。報告徴収対応にはそれなりの負荷がかかることが想定されるため、事前に対象になり得るのかを認識をしておきたいから。</p>	<p>この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。</p> <p>なお、法第58条第1項は、特定社会基盤事業者の指定を行うため必要な報告等を求めるものであることから、特定社会基盤事業を行う者に対し求めることができることとしているものです。</p>
13	<p>クラウドサービスの認証として、ISMAPに準拠したものとして認められる認証等を示していただきたい。</p> <p>第7回 経済安全保障法制に関する有識者会議（6/12）資料1によれば、ISMAPを取得したクラウドサービスについては、ISMAP制度において確認している事項等に係る情報の届出を省略することが検討されている。ISMAPはISO27001を基礎としているため、同様にISO27001の認証において確認している事項等に係る情報の届出も省略されるのか。</p>	<p>この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。</p> <p>なお、ISMAPにおける評価・登録はISO27001の認証とは異なる制度です。</p>
14	<p>事前届出事項として、自社の情報処理システムと自社管理外のシステムをつなぐ電話線を提供する事業者（NTT）についても、特定重要設備の供給者に関する事項を導入計画書へ記載することが求められているか。</p>	<p>この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。</p> <p>なお、お示しの「自社の情報処理システムと自社管理外のシステムをつなぐ電話線」が特定重要設備に該当する場合や、その供給者に関する事項が今後省令で定める「特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの」に該当する場合には、導入等計画書への記載が求められます。</p>

15	<p>令和5年4月28日に公表された基本指針のパブリックコメントの結果では、届出内容の証跡要否について主務省令で定めるとされておりましたが、今回の省令案では特段の記載はありませんでした。</p> <p>令和5年秋頃に公表される省令案にて、証跡の要否が明確化されるという理解でよいか。</p>	<p>この意見公募は、特定重要設備等を定める省令を対象とするものです。</p> <p>なお、導入等計画書の記載事項については、今後、別途省令において定めることとなります。</p>
16	<p>様式について、</p> <ul style="list-style-type: none">○名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。○公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。○現在の記載項目に加えて、何らかの通し番号もあると良いと考える（また、制度において、事業者や市民が通し番号を含めた指定についての確認を行えるようであると望ましいと考える。）。 <p>様式において、法人については法人番号の記載を行わせた方が適切と考える。</p> <ul style="list-style-type: none">○何らかの事情（吸収・合併等）で法人番号の変更がある場合についてはその記載も行えるような様式にしておいた方が良いのではないかと考える。○「名称又は住所」についてはそのどちらであるかが示されるような様式とした方が適切ではないかと考える。○書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える（電子的手続の場合は電子署名）。○名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。○公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える。○発行者の印章があるのは適切と考える。	<p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>